

19 富士見ふるさと祭り 産業コーナー出店要領



はじめに（出店目的）

「富士見ふるさと祭り」は、市内の各種団体を中心に実行委員会を組織し、市民の皆さんの力で創り上げる市の一大イベントです。その中で、富士見市内で商業・工業・農業を営む事業者、団体及びグループ等の皆さんにご参加いただいている産業コーナーにおける模擬店は、市内産業のPR及び祭りの風情を盛り上げるうえで欠かせない存在となっています。

祭りに来場された市民の皆さんが、市内産業を知っていただき、また、富士見市をふるさととして愛着を深めるとともに、安心して楽しむことができる祭りを、実行委員と産業コーナーに出店される方々で創りあげてまいりたいと思います。

また、富士見ふるさと祭りは、「会場の美化やゴミの減量化」に努めるとともに、富士見市暴力団排除条例の趣旨を踏まえた活動にも取り組んでまいりますので、ご協力をお願いいたします。

★留意事項★

出店者は本要領を遵守し、富士見ふるさと祭りの風情ある雰囲気づくりに協力すること。繰り返しの注意にもかかわらず本要領を守らない場合は、実行委員会で協議の上、出店の取り消し及び次回以降の出店のお断りをさせていただく場合がございます。

1 開催日時

10月26日（土）午前9時から午後4時まで

2 会場

文化の杜公園を中心に、市役所南側駐車場（産業コーナー）、市役所東側駐車場、職員駐車場（諏訪小学校北側）、市民文化会館キラリ☆ふじみ、富士見市立中央図書館

3 参加資格・条件

- (1) 富士見市内で商業・工業・農業を営む事業所、団体及びグループであること。
- (2) 出店箇所とその周辺の清掃を随時行い、祭りの会場美化及びゴミの適正処理を行うこと。
- (3) 暴力団排除活動の一環として、主催者が提出書類の一切を警察等に問い合わせることに関し、何ら異議申し立てを行わず、率先して協力すること。
- (4) その他出店に関する事項について、主催者及び警察の指示に従うこと。

◎以下に該当する場合は、参加できません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である者
- ・暴力団又は暴力団員が出店申込者等の営業を支配するもの
- ・法人で、その役員又は主要な従事者が暴力団員であるもの
- ・営利活動、広告宣伝を主目的として参加するもの
- ・政治的内容のチラシを配るなどの政治的行為、布教活動等を行うもの
- ・その他富士見ふるさと祭りの風紀を乱し、又は乱すおそれがあると実行委員会が認める者



4 出店申込

受付期間内に所定の申込書類に必要事項を記入し、出店費用を添えて下記により申し込んでください。

- (1) 受付期間 **8月5日（月）午前9時から9月2日（月）午後5時まで**
（土・日・祝日は除く）

(2) 受付場所 産業振興課（富士見市役所2階）・富士見市商工会

(3) 募集店数 50店

- ・受付期間内であっても、募集店数に達した時点で受付は終了とします。
キャンセル待ち等は一切いたしません。

(4) 申込書類

- ・持参のみ受け付けます。郵送、FAX、電話等での申し込みは受け付けません。
- ・各書類は産業振興課窓口に用意しているほか、市ホームページ上からもダウンロードできます。

①富士見ふるさと祭り 出店申込書（産業コーナー）

②誓約書（裏面従事者名簿）

③臨時出店の概要

④露店等の開設届出書

※火気器具・電気器具を使用する場合

⑤細菌検査申込書兼同意書

※実行委員会指定の検体検査を受検する場合

(5) 出店費用

項目	単価	備考
①出店料	10,000円/1区画	テント、備品あり
②追加備品代 机	1,200円/1台	
③ // イス	300円/1脚	
④電気使用料	500円	最大1000Wまで
⑤飲食物危険補償特約保険料	500円	飲食模擬店のみ
⑥細菌検体検査料	800円/1検体	

- ・出店費用の返金は一切できません。ただし、ふるさと祭りが中止となった場合は、出店料のみ返金します。（その他の出店費用については返金しません。）

(6) その他

- ・出店場所（区画）につきましては、取扱い品目等を考慮のうえ、事務局にて決定させていただきます。ご了承ください。

5 出店者説明会

(1) 日時 9月19日(木) 午後1時30分から

(2) 場所 富士見市役所2階 第1・2・3会議室

- ・説明会には**必ず出席**してください。また、説明会で指示を受けた事項については、当日従事者全員に周知してください。
- ・説明会出席者に、「駐車許可証」を配布します。(再発行はいたしません)

6 出店資格審査

(1) 「誓約書」は、記入、捺印のうえ**必ず提出**してください。出店者が暴力団関係者等に該当しないことを確認するため、「誓約書」裏面の当日従事者名簿をもとに、警察に身分照会をします。

(2) 祭り当日は、氏名・住所及び生年月日が記載されている顔写真付身分証明書を携帯し、実行委員会及び警察から求められた際には、これを呈示するなど従事者確認へのご協力をお願いします。

7 飲食物の取り扱いについて

(1) 細菌検体検査の受検

- ・調理従事者が**必ず細菌検体検査(0-157の検査項目を含むもの)を受検してください。**
- ・実行委員会で取りまとめて検体検査を行いますので、希望される方は出店申込時にお申し出ください。なお、その際は「細菌検査申込書兼同意書」の提出及び検査料(1検体800円)の支払いが必要となります。

・検体の提出

①期間 9月19日(木) 午前9時から 20日(金) 正午まで

※期間外の受付けはできません。

②場所 富士見市役所2階 産業振興課

- ・各団体が個別に受検した検査結果も受付けます。開催日の3か月前の結果より有効としますが、できるだけ開催日に近いものをご提出ください。

①提出期限 9月20日(金) 正午まで

②提出場所 富士見市役所2階 産業振興課

(2) 保険への加入

- ・ 飲食料品を扱う団体の方には、必ず実行委員会指定の賠償責任保険（飲食物危険補償特約）に加入していただきます。

・ 飲食物危険補償特約の内容

①保険種類 富士見ふるさと祭りの賠償責任保険
（飲食物危険補償特約）

②保険期間 令和元年10月26日の一日間

③保 険 料 **1店につき500円**

④補償内容 事 故 1名5,000万円（限度3億円）
物 損 3,000万円限度

※富士見ふるさと祭りに出店中、各出店で提供した飲食物や製造販売した物の欠陥が原因で生じた万一の食中毒等の事故に対して、被保険者（出店者）が法律上の賠償責任を負った場合に補償されます。

(3) 保健所からの指導事項等

- ・ 衛生上、容器・スプーン等は使い捨てのものを使用してください。
- ・ 模擬店で使用する水道水は、必ず指定の場所で確保してください。なお、野菜等の洗い物をする場合は、排水がつかまらないように十分注意してください。
- ・ 汁物等（うどん・とん汁等）を取り扱う出店者の方は、残った汁等は持ち帰るか、会場に設置されている流し台に流してください。臭いの元となりますので、会場内（駐車場・植栽帯・U字溝等）に捨てないでください。
- ・ 取扱品の主な仕入先を「出店申込書」にご記入ください。
- ・ その他詳細については、食品衛生講習（出店者説明会時）における保健所からの指導事項を遵守してください。

(4) 飲食品目について

- ・ 取り扱う食品は、具材等を含め**必ず当日調理**し、十分加熱処理したものを販売してください。前日に作り置きしたものや、直接手を触れて調理するものは取り扱いできません。

• 取り扱い可能

分類	食品例
煮物類	おでん、豚汁等
焼き物類	たこ焼き、お好み焼き、焼き鳥、イカ焼き等
揚げ物類	から揚げ、ポテトフライ、アメリカンドッグ等
麺類	焼きそば、焼うどん等
焼き菓子類	カステラ、今川焼、焼団子、焼きまんじゅう等
揚げ菓子類	ドーナツ、揚げまんじゅう等
飲み物類	生ビール・缶ビール、缶ジュース等
その他	アイスクリーム（完成品に限る）

• 取り扱い不可

分類	食品例
ご飯もの	寿司、おにぎり等
生もの	さしみ、サラダ等
生クリームを使用したもの	クレープ、パンケーキ等
その他	冷やしきゅうり、かき氷、水あめ、ピン入りの飲み物

• 販売物の変更は出店者説明会までにお知らせください。それ以降の変更は認めません。

• **飲食品目（取り扱い食品）につきましては、保健所の指導に従っていただきます。**

8 火気・電気の使用

（1）消火器の設置

- 火気・電気を使用する場合（※下記参照）、**消火器の設置が義務**付けられています。出店申込時に「露店等の開設届出書」を提出し、消火器を準備したうえで出店してください。なお、有料レンタルもできますので、ご相談ください。
- 消火器とは、「消火器の技術上の規格を定める省令」第1条の2第1号に定めるもので、設計標準使用期限内のものとしします。なお、エアゾール式簡易消火具及び住宅用消火器は該当しません。

(2) 対象器具

分類	対象器具例
気体燃料を使用する器具	ガスコンロ、カセットコンロ等
液体燃料を使用する器具	発電機、石油ストーブ等
固体燃料を使用する器具	バーベキューコンロ、七輪等
電気を熱源とする器具	ホットプレート、綿菓子製造機等

(3) その他

- ・プロパンガス等の火気取扱いについては、十分注意してください。
- ・その他詳細については、出店者説明会における消防からの指導事項を遵守してください。

9 備品

(1) テント、机、イス等

- ・テントは実行委員会で用意します。【テントサイズ：2.7m×3.6m】
※会場の都合上、原則1団体1張とします。
- ・各テントには、机1台、イス2脚を用意します。それ以上必要な場合は、別途有料で承ります。
- ・そのほかの必要器材は、各出店者で用意してください。**なお、それらの器材の紛失については、実行委員会では責任を負いません。**

(2) 備品の貸出について

- ・机、イス等の追加備品や、電気使用の申し込みは、所定の費用（P3参照）を添え、出店申込時に行ってください。なお、申し込み後に内容の変更がある場合は、出店者説明会までに申し出てください。
- ・貸し出し中の備品は、出店者の責任のもと管理し、紛失・破損等した場合は、出店者が実費により弁償することとします。

(3) 電気設備

- ・電気器具用コンセントは、出店者の申し込みにより実行委員会が設置しますので、それ以外のコンセントや他テントのコンセントは使用しないでください。
- ・最大1000Wまでの2口コンセントとなっています。事前に使用する電気製品の電気使用容量を十分にチェックし、容量が超えないように注意して

ください。

- 安全対策上、1つのコンセントから2つ以上の配線をする事（タコ足配線）を禁止するとともに、事前に申請のない電気製品の使用を禁止します。また、電気製品のプラグの先端が曲がっているもの、壊れているものは事故防止のため使用しないでください。
- ホットプレート・冷蔵庫等電気容量が大きいものの使用を避け、代用品（ガスコンロやクーラーボックス）の活用をお願いします。
- 発電機の使用は可とします。使用する団体は近隣の出店者の方に同意を得るとともに、会場内のイベントの迷惑とならないようにしてください。

1.0 会場美化（ゴミの適正処理）について

（1）会場美化

- 出店箇所とその周辺の清掃は、随時行ってください。また、販売品によって著しく会場を汚すものや、清掃しにくいものは避けてください。
- 生ゴミでいっぱいになったゴミ袋は、衛生上、直ちにごみ収集車へ運んでください。

（2）ゴミの処理方法等

- ゴミ袋は透明または半透明のものを使用し、必ず団体名及び代表者氏名を明記してください。
- ゴミは分別してから指定の集積場所へ搬出してください。分別できていないものは「持ち帰り」いただく場合があります。分別は以下のとおりです。

分類	搬出時間	備考
可燃ゴミ	午前9時30分から 午後4時15分まで	生ゴミ、汚れたプラスチックや 発泡スチロール類含む
資源プラスチック		汚れていないもの
段ボール	午後2時30分から 午後4時15分まで	折りたたんでひもで縛ったもの
発泡スチロール		汚れていないもの

※ゴミ収集場所では係員の指示に従ってください。

- 以下のゴミは収集しませんので、持ち帰ってください。

- ① 24cm×24cm×35cm を超えるゴミ
- ② 調味料等、出店者から出るビン
- ③ 不燃ゴミ、有害ゴミ（電池等）



1.1 搬入・搬出

物品の搬入出については、必ず以下の事項を守ってください。守らない場合は、**出店を取り消します。**

(1) 搬入出時間

区分	時間
搬入	10月25日（金）午後4時から 26日（土）午前8時45分まで
搬出	10月26日（土）午後4時から 午後5時まで

(2) **規制時間内の会場内への車の乗り入れは禁止です。**

(3) 1店につき駐車場1台分を用意します。

(4) 市役所南側駐車場（産業コーナー）内は一方通行です。第5保育所側入口からの一方通行で入場し、きらり☆ふじみ側から退場してください。

1.2 出店取り消し等について

以下の場合には出店を取り消します。なお、納入済みの出店料等は返金しません。

(1) 「3 参加資格・条件」（P2）に示す要件に適合しないと判明した場合

(2) 申込みに際して、必要書類の記載内容に虚偽の事実があった場合

(3) 「誓約書」を提出しない場合

(4) 出店者説明会を無断欠席した場合

(5) 飲食物を取り扱う団体で、調理従事者の細菌検体検査結果を確認できない団体。

※そのほか、出店申込みから店の片付け・清掃まで、出店要領に定める事項やその他注意事項を守らなかつたり、粗野又は乱暴な言動により周囲の人に迷惑をかけるなど、「富士見ふるさと祭りにふさわしくない」と主催者が判断した場合は、協議の上、出店を取り消し、次回以降の出店もお断りします。また、当日であっても出店は取り消します。代表者は、各従事者に周知してください。

1.3 その他

- (1) 当日が雨天の場合も、ふるさと祭りが中止にならない限り出店は可能です。
出店者の判断で出店してください。なお、ふるさと祭りが中止となった場合は、各出店者代表者の方へ事務局から連絡します。
- (2) 出店区画は、出店者説明会で決定した場所を守ってください。テント外、**特に通路沿いに商品やイス・テーブルを並べる行為は禁止します。**
- (3) ハンドマイク・スピーカー等での呼び込みは禁止します。
- (4) イベントの性質上、各種マスメディアに撮影されたものが、新聞・テレビ等で公開される可能性があります。また、主催者による記録写真等に参加時の活動及び肖像が残り、これらが今後の富士見ふるさと祭りの広報活動において印刷物や市ホームページなどに使用される場合があります。代表者は、各従事者に説明のうえ、同意を得て申し込みをしてください。
- (5) 申請した事項に変更が生じたときは、市役所産業振興課までご連絡ください。



【問合せ】

19 富士見ふるさと祭り実行委員会事務局（産業コーナー）
電話：産業振興課 049-251-2711（内線253）
富士見市商工会 049-251-7801
担当：産業振興課 吉野・松尾 富士見市商工会 種市

